

第91号議案

診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

1 訴えの提起の概要

令和2年2月27日に厚生労働省が実施した病院の施設基準等に係る適時調査において、
にて平成28年6月から令和2年1月までの間、夜勤を行う看護職員の人員配置基準を満たさずに入院診療を行い、不当に診療報酬等に受領していたことが明らかになった。

本件は、令和4年9月の東京都福祉保健局からの通知により判明した。その後、区は、不当に受領した診療報酬等の速やかな返還を繰り返し請求しているが、現在、未返還のままである。

このことから、区は、早期解決を目指し、不当に受領した診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起をする。

2 訴訟当事者

- (1) 原告 品川区
- (2) 被告

3 訴訟の目的額

18,214,921円

内訳

- (1) 生活保護法に基づく医療扶助に係る診療報酬
11,495,420円
- (2) 国民健康保険法に基づく療養の給付に係る診療報酬および高額療養費
6,719,501円
(診療報酬5,184,662円、高額療養費1,534,839円)

4 その他

地方自治法第96条第1項12号の規定により、議会の議決後に返還請求の訴えを提起する。